

令和2年度 常総市財務分析

I 分析に先立って

1. 分析の視点

- ・地方公共団体の財務書類の利用者は、住民、議会、地方債への投資家、首長などの行政内部執行者、職員、その他外部利用者など多様な主体が挙げられます。なかでも住民に対しては、地方公共団体としての説明責任を第一義的に果たすべきだと考えられます。
- ・住民は納税者であり、同時に行政サービスの受益者でもあります。したがって、住民が地方公共団体の財務状況に対して持つ関心事項は、「将来にわたって安定的に行政サービスを受けることができるか、それを可能にする財政状況か」にあるといえます。
- ・これにしたがって財務書類を分析する視点を整理すれば、大別して資産の状況、資産と負債の比率、負債の状況、行政コストの状況、受益者負担の状況に分けることができます。

2. 分析における前提条件について

以下のような前提や公会計の特性にもとづいて、当市の財務書類における令和2年度の分析を行っています。

- ① 令和元年度における茨城県古河市、下妻市、筑西市、桜川市、取手市、守谷市、つくばみらい市の7自治体の平均値との比較を行っています。なお、平均値は基礎的財政収支を除き、加重平均にて算定しております。
- ② 財務書類を基にした分析は、あくまで金額で計測可能な数値による分析であるため、金額で計測不可能な給付や事業用資産、インフラ資産の活用状況及び満足度等は反映されません。
- ③ 公会計においては、企業会計にはない資産科目としてインフラ資産があり、資産総額に対して大きな割合を占め、かつ、住民の利便性に欠かすことの出来ない資産として継続的な整備保全が必要である反面、資産としての財産価値及び売却可能性がゼロに近いという特性があります。
- ④ 人口一人当たりの数値を算出する際は、当市において公表されている住民基本台帳人口である令和2年1月1日 63,046人、令和3年1月1日 62,570人を用いています。なお、この数値は、総務省が行った住民基本台帳人口の調査期日にあわせ、1月1日現在の住民基本台帳人口での比較を行っております。

3. 財務書類の概要

(1) 貸借対照表

貸借対照表は、基準日時点における財政状態（資産・負債・純資産の残高及び内訳）を明らかにするものです。年度末時点において、将来世代に引き継ぐ資産がどれだけあり、将来世代が負担する負債がどれだけあるかが分かり、資産と負債の差額として純資産を認識します。純資産は、これまでの世代がすでに負担した分であり、世代間の負担の構成が分かります。

資産の部は固定資産と流動資産に大別され、固定資産には事業用資産とインフラ資産が含まれます。インフラ資産は将来的な経済的便益は発生しませんがサービス提供能力を有する資産であるとされ、代替利用や移動・処分に際し制約を受けるか否かという基準で事業用資産と区別されています。

建物や設備などは、経年劣化及び使用の対価として減価償却費が発生し、取得価額から償却累計額を控除した帳簿価額は毎年低下していき、耐用年数を経過した時点でゼロ（1円）となります。

負債は将来の世代が負担するものとして、公債等の他、退職手当引当金や賞与引当金といった将来に支払いの義務が生じるもののうち当年度末における見積金額が含まれています。

純資産は過去または現世代が負担したものとして、資産と負債の差額で表示されます。統一的な基準においては、純資産の内訳として固定資産等形成分と余剰分（不足分）、連結会計においてはさらに他団体出資等分に分かれます。

(2) 行政コスト計算書

行政コスト計算書は、会計期間中の費用と収益という発生主義の観点から行政のコストを明らかにしています。

費用として、1年間における行政サービス提供にかかったコストとして人件費、物件費等の業務費用、負担金や住民に対する福祉・社会保障に関連する給付額といった移転費用、また災害復旧等に要した臨時損失があります。なお、減価償却費は1年間の固定資産の価値減少分を表しますが、住民側から見ると、その金額に見合う施設やインフラに関するサービスの提供を受けたということを表します。

収益として、行政サービスの提供の対価として得られる使用料・手数料の収入等の経常収益、資産売却等の臨時利益があります。

費用から収益を差し引いた純行政コストが、行政サービス提供の直接的な対価で賄いきれなかったコストであり、税収や国県からの補助金などにより賄われることとなります。

(3) 純資産変動計算書

純資産変動計算書とは、会計期間中の純資産の変動を明らかにするものです。行政コスト計算書から算出された当年度の純行政コストが当年度の財源（税収等、国県等補助金）

によって賄われているかどうかを表しています。

純資産変動計算書のうち、固定資産等形成分とは、過去において形成された固定資産の基準日時点の残高と流動資産における短期貸付金・基金等の残高で構成されます。また余剰分（不足分）とは、地方公共団体が費消可能な資源の蓄積（原則として金銭）を表し、流動資産から将来現金支出が見込まれる負債を控除した額で構成されます。すなわち、基準日時点における将来の金銭余剰額（必要額）を表します。負債は全て余剰分（不足分）に含めるため、通常この残高はマイナスとなります。連結会計における他団体出資等分とは、純資産に対して当該地方公共団体以外が行っている出資等の割合を乗じた額として、純資産のうち他団体の持分を表しています。

（４）資金収支計算書

資金収支計算書とは地方公共団体の資金収支の状態を明らかにすることを目的として作成し、業務活動収支、投資活動収支、財務活動収支の３つの区分から構成されます。

業務活動収支は地方公共団体の行政サービス活動に伴う収入・支出を表したものと見え、業務収入・支出、臨時収入・支出に大別されます。投資活動収支は公共施設整備や基金等の資産形成への支出とその財源となった収入で地方債以外の国庫支出金等や基金の取り崩し等が含まれます。財務活動収支は地方債の元本償還分の支出と地方債の発行収入等が含まれ、業務活動収支と投資活動収支により余剰又は不足する資金がどのように使われたか又は賄われたかを表します。

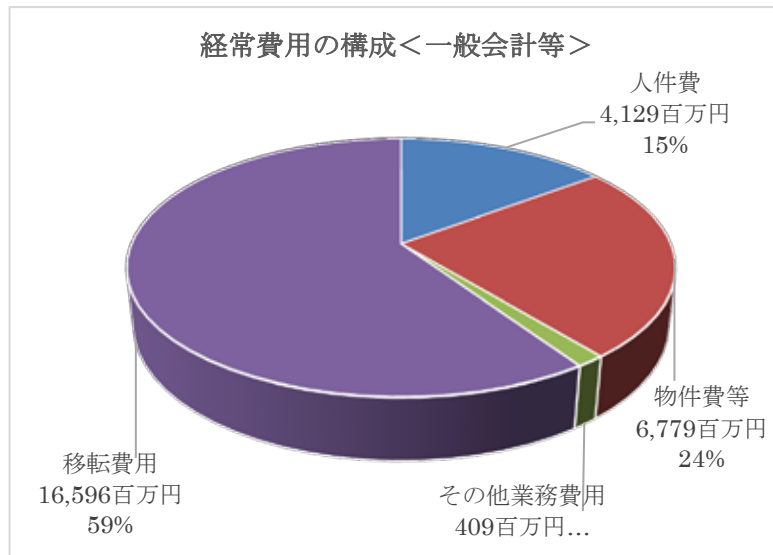
II 財務書類の説明と分析

1. 各会計財務書類の概要

(1) 一般会計等の概要

貸借対照表において、有形固定資産は事業用資産が 237 百万円増加、インフラ資産は ▲664 百万円減少、有形固定資産全体で 82 百万円増加しました。事業用資産は、主に小中学校スクールタブレットの購入 390 百万円、にじいろ幼稚園舎建物工事へ 284 百万円支出したことにより増加しています。一方、インフラ資産は、主に道路工事へ 835 百万円、その他橋梁の耐震補強等へ 99 百万円支出しましたが、資産取得より減価償却による減少分が上回ったため減少しています。投資その他の資産は、主に下水道事業会計へ 249 百万円を出資した影響により 274 百万円の増加となりました。流動資産は、主に現金預金が減少（▲31 百万円）しましたが、財政調整基金を 200 百万円積み増したことにより、153 百万円の増加となりました。その結果、資産全体で 507 百万円増加し 77,898 百万円となりました。これに対し、負債は、地方債が減少（▲147 百万円）、退職手当引当金が増加（62 百万円）した影響により負債全体で▲163 百万円の減少となりました。総資産と負債の差額である純資産は 670 百万円増加し 41,913 百万円となりました。

行政コスト計算書においては、人件費が 4,129 百万円（15%）、物件費等が 6,779 百万円（24%）と、経常的な行政活動によるコストである経常費用のうち 4 割弱を占めており、移転費用 16,596 百万円（59%）を少し下回る水準となっています。



人件費は、主に退職手当引当金繰入額が増加（370 百万円）した影響により 422 百万円増加し、物件費等は、主に減価償却費が増加（435 百万円）した影響により 480 百万円増加しています。その他の業務費用は前年度と比べ▲36 百万円減少していますが、これは地方債償還に伴う支払利息の減少が主な要因です。他団体等への負担金や福祉・社会保障給付である移転費用は、他会計への繰出金は▲295 百万円減少したものの、新型コロナウ

イルス対策などの補助金等の増加（6,260 百万円）、社会保障給付の増加（45 百万円）等の影響により、移転費用全体で 5,999 百万円の増加となりました。それに対し受益者が負担する使用料及び手数料を含む経常収益は、79 百万円増加し 805 百万円となりました。結果、純経常行政コストは 27,109 百万円となりました。さらに、資産の除売却損益などの臨時損益を加えた結果、最終的な純行政コストは 6,543 百万円増加の 27,044 百万円となりました。

純資産変動計算書においては、純行政コスト 27,044 百万円を賄う財源として税収等及び国・県等補助金が 27,633 百万円であり、本年度差額として 589 百万円の純資産増加、また寄付・調査判明による資産の増加を含めて、純資産変動額は 670 百万円の増加という結果となりました。前年度と比較すると、税収等が地方交付税等の減少により▲154 百万円減少、国県等補助金が主に新型コロナウイルス対策関連補助金の増加により 7,404 百万円増加し、財源全体で 7,250 百万円の増加となりました。

資金収支計算書においては、業務活動収支がプラス 3,194 百万円、固定資産への投資キャッシュフローである投資活動収支がマイナス 3,067 百万円、財務活動収支はマイナス 161 百万円となりました。結果として資金収支のトータルはマイナス 34 百万円となり、本年度末資金残高は 874 百万円となりました。前年度と比較すると、業務活動収支は主に税収等収入、国県等補助金収入の増加（計 7,201 百万円）により 1,249 百万円増加しました。投資活動収支は、基金取崩収入及び資産売却収入の収入面での減少、さらには公共施設等整備費支出が増加した影響により、投資活動収支としては▲1,921 百万円減少しました。財務活動収支は、地方債発行収入が増加した影響により 624 百万円増加しています。

（2）全体会計の概要

貸借対照表においては、有形固定資産が 7,110 百万円増加、無形固定資産が 918 百万円増加、投資その他の資産が 52 百万円増加、流動資産が 668 百万円増加したため、資産合計としては 8,748 百万円増加の 115,956 百万円となりました。資産全体の増加は、下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響が主な要因です。同様に、負債についても下水道事業会計の影響により固定負債（その他）が 16,004 百万円増加し、負債合計で 71,188 百万円となりました。その結果、資産と負債の差額である純資産は▲7,251 百万円減少し 44,768 百万円となりました。

行政コスト計算書においては、前年度と比べ、人件費・物件費等の業務費用は▲390 百万円減少し 14,500 百万円に、移転費用は一般会計等の増加に伴い 5,949 百万円増加し 26,446 百万円となりました。それに対し、経常収益は 131 百万円増加し 2,576 百万円となったため、純経常行政コストは 38,370 百万円となりました。臨時損益を含めた純行政コストは 5,192 百万円増加し 38,312 百万円となりました。

純資産変動計算書においては、純行政コスト 38,312 百万円に対し財源が 39,173 百万円となり、本年度差額として 861 百万円増加、下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響により純資産変動額は▲7,251 百万円の減少となりました。なお、前年

度と比べ、税収等は▲36 百万円減少、国県等補助金は 6,939 百万円増加し、全体会計においては財源が 6,903 百万円増加しています。

資金収支計算書においては、業務活動収支プラス 3,532 百万円、投資活動収支マイナス 2,912 百万円、財務活動収支マイナス 207 百万円となり、資金収支はプラス 413 百万円、本年度末資金残高は 2,461 百万円となりました。

(3) 連結会計の概要

貸借対照表においては、有形固定資産が 6,960 百万円増加、投資その他の資産が 199 百万円増加、流動資産が 766 百万円増加したため、資産合計としては 8,843 百万円増加の 126,068 百万円となりました。資産全体の増加は、全体会計と同様、下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響が主な要因です。負債は常総地方広域市町村事務組合をはじめとする連結対象団体において地方債の償還が進んだものの、下水道事業の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響により、固定負債（その他）が増加し、15,997 百万円増加の 73,491 百万円となりました。その差額である純資産は▲7,154 百万円減少の 52,577 百万円となりました。

行政コスト計算書においては、業務費用が▲335 百万円減少の 16,713 百万円、移転費用は 5,794 百万円増加の 30,059 百万円となりました。経常収益は 167 百万円増加の 2,739 百万円となり、臨時損益を含めて最終的な純行政コストは 5,057 百万円増加の 43,975 百万円となりました。

純資産変動計算書においては純行政コスト 43,975 百万円に対し財源が 45,033 百万円となり、比例連結割合変更に伴う差額を含め、純資産変動額は▲7,154 百万円の減少となりました。下水道事業の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響により純資産変動額が大幅に減少しております。

資金収支計算書においては、業務活動収支プラス 3,973 百万円、投資活動収支マイナス 3,108 百万円、財務活動収支マイナス 335 百万円となり、資金収支はプラス 530 百万円、比例連結割合変更に伴う差額を含めて、本年度末資金残高は 2,980 百万円となりました。

2. 分析

(1) 資産の状況

①住民一人当たり資産額

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均值
					R1 他市平均
一般会計等	1,234	1,228	1,245	17	1,190
全体会計	1,716	1,700	1,853	153	—
連結会計	1,874	1,859	2,015	156	—

- ・貸借対照表の各数値を住民数で除し住民一人当たりの資産額を算定することにより、自治体間での比較が可能となります。
- ・住民一人当たりの資産額は、全体会計で **1,853** 千円と前年度に比べ増加しています。これは、主に下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響です。
- ・他市平均値と比較すると、ほぼ同水準です。

②歳入額対資産比率

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均值
					R1 他市平均
一般会計等	3.17 年	3.21 年	2.44 年	▲0.77 年	3.00 年
全体会計	2.73 年	2.73 年	2.48 年	▲0.25 年	—
連結会計	2.57 年	2.55 年	2.37 年	▲0.18 年	—

- ・歳入総額に対する資産の比率を算定し、今まで形成されたストックである資産が何年分の歳入の規模に匹敵するかを表します。
- ・本市の場合、現在形成された資産について一般会計等で **2.44** 年、全体会計で **2.48** 年、連結会計で **2.37** 年分の歳入が充当されていることとなります。前年度と比較すると、新型コロナウイルス対策関連の補助金等の収入の増加影響により、当該比率が短縮され、平均値と比較するとやや短めとなっています。
- ・資産総額と歳入総額のバランスを見る指標として、どちらかが急激に増減する場合に財政上の対応が求められることになるので、経年で比較しながら留意していく必要があります。

③有形固定資産減価償却率

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均值
					R1 他市平均
一般会計等	57.8%	59.0%	60.2%	1.2%	59.5%
全体会計	53.5%	54.9%	50.8%	▲4.1%	—
連結会計	53.0%	54.4%	50.7%	▲3.7%	—

- ・有形固定資産のうち、建物などの償却資産について、全体として当初取得時の価額に対し耐用年数に応じて時の経過や使用による価値の減少がどれだけ進んでいるかを表します。この比率が高いほど、施設の老朽化の程度が高いといえます。
- ・本市の場合、一般会計等 **60.2%**と前年度よりも **1.2%**増加しています。これは、資産の新規取得よりも減価償却が進んだことを示しています。一方、全体会計が前年度と比べて**▲4.1%**も減少した要因としては、主に下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響が挙げられます。なお、全体会計の内訳（簿価ベース）を見ると、事業用資産が **58.3%**、インフラ資産が **49.0%**となっています。
- ・他市の平均值とほぼ同水準です。経年推移でみると徐々に上昇しつつあり、全体として老朽化が進んでいることを示しています。必要な投資が行われず老朽化対策が先送りにされていないか検証しつつ、公共施設等総合管理計画に基づき施設の適正な管理と更新財源を確保していく必要があります。

(2) 資産と負債の比率

①純資産比率

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均值
					R1 他市平均
一般会計等	52.9%	53.3%	53.8%	0.5%	59.3%
全体会計	48.6%	48.5%	38.6%	▲9.9%	—
連結会計	50.7%	51.0%	41.7%	▲9.3%	—

- ・総資産のうち現役世代により負担している返済義務のない純資産がどれくらいの割合であるかを表しており、世代間の負担の割合を見ることが出来ます。この比率が高いほど財政状況が健全であるといわれています
- ・本市の場合、一般会計等においては **53.8%**、全体会計において **38.6%**を過去及び現役世代が負担しており、平均值よりも低い水準となっています。なお、全体会計において、前年度と比べ当該比率が大幅に減少した要因としては、主に下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響が挙げられます。

②社会資本等形成の世代間負担比率（将来世代負担比率）

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均值
					R1 他市平均
一般会計等	27.1%	26.5%	26.6%	0.1%	35.1%

- ・社会資本整備に将来償還が必要な地方債によりどれだけ負担しているかを算出することにより、社会資本等の形成に係る将来世代の負担比重を見ることができます。総務省の基準に従い、地方債から臨時財政対策債等の特例地方債を除外しています。
- ・前年度とほぼ同水準で推移していますが、平均值と比較すると低い水準にあります。

(3) 負債の状況

①住民一人当たり負債額

(単位:千円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均值
					R1 他市平均
一般会計等	581	573	575	2	484
資産額に対する比率	2.12 倍	2.14 倍	2.17 倍	0.02 倍	2.46 倍
全体会計	883	875	1,138	263	—
資産額に対する比率	1.94 倍	1.94 倍	1.63 倍	▲0.31 倍	—
連結会計	925	912	1,175	263	—
資産額に対する比率	2.03 倍	2.04 倍	1.71 倍	▲0.32 倍	—

- ・住民一人当たりの負債額は、過去の災害復旧事業債や合併特例債の影響があるため、平均值と比較すると相対的に高い水準である状況はしばらく続くものと想定されます。
- ・全体会計で 1,138 千円と前年度と比べて 263 千円増加していますが、この要因として主に下水道事業会計の地方公営企業法適用に伴う会計処理の影響が挙げられます。
- ・前述の住民一人当たり資産額と対比させると、住民一人当たり負債額の 2.17 倍（一般会計等）の資産を保有しており、前年度とほぼ同様の傾向となっています。

②基礎的財政収支

(単位:百万円)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均値
					R1 他市平均
一般会計等	307	1,024	541	▲483	▲313
全体会計	614	1,503	1,272	▲231	—
連結会計	845	1,718	1,552	▲166	—

- ・ 資金収支計算書から財務活動収支及び業務活動収支の支払利息支出と投資活動収支の基金収支を除くことにより基礎的財政収支(プライマリーバランス:地方債等の債務の元利払いと地方債等の収入を除いた収支)を算出します。当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。
- ・ 当年度においては、公共施設等整備費支出が14.6億円ほど増加しているものの、新型コロナウイルス対策関連の補助金等収入が増加した影響と相俟って、基礎的財政収支は引き続きプラスの結果となりました。
- ・ 公共資産投資は大部分が公債財源や基金取崩しにより賄われるため、他市平均のように一時的に基礎的財政収支がマイナスとなることもあります。住民に対するサービス提供能力を有し将来世代に対して便益を提供する社会資本への必要な投資は、公債に過度に依存し過ぎない状況であって、基礎的財政収支が中長期的にみて均衡するのであれば問題がないと考えられます。

③債務償還可能年数(参考指標)

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年
一般会計等	8.78 年	8.56 年	8.11 年	▲0.45 年

- ・ 債務償還可能年数は、実質債務が償還財源の何年分あるかを示す指標です。年数が短いほど債務償還能力が高いといえ、債務の償還原資を経常的な業務活動からどれだけ確保できる見込みがあるかということは、債務償還能力を把握するうえで重要な視点です。
- ・ 償還財源として決算統計の経常一般財源等(歳入)と経常経費充当財源等(歳出)の収支を基準として算定することとされ、参考指標として位置づけられています。しかしながら、過去からの債務償還能力の水準を把握し、公共資産投資と公債残高のバランスを考慮しながら将来世代への負担の先送りが顕著とならないよう安定的な財政運営を目指していくことは有用です。

(4) 行政コストの状況

(単位:千円)

(住民一人当たり)		H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均値
						R1 他市平均
一般会計等	行政コスト	319	325	432	107	339
	人件費	58	59	66	7	57
	減価償却費	41	36	43	7	36
	補助金等	50	51	151	100	54
全体会計	行政コスト	499	525	612	87	—
	人件費	62	65	73	8	—
	減価償却費	60	55	64	9	—
	補助金等	255	254	350	96	—
連結会計	行政コスト	586	617	703	86	—
	人件費	76	79	87	8	—
	減価償却費	64	60	70	10	—
	補助金等	311	314	408	94	—

- 行政コストを住民一人当たりで算定することにより、同種の行政サービスをどれだけのコスト水準で実現したかということと比較することができます。
- 当市の場合、一般会計等においては、新型コロナウイルス対策関連の補助金等のコストが増加した影響で純行政コストが増加し、住民一人当たり行政コストも増加しています。全体会計及び連結会計においても同様の結果となっています。
- 行政コストは他市平均値と比べてやや高い水準であるといえます。

(5) 受益者負担の状況

①受益者負担の比率

	H30 年度	R1 年度	R2 年度	対前年	平均値
					R1 他市平均
一般会計等	4.7%	3.4%	2.9%	▲0.5%	3.5%
全体会計	7.8%	6.9%	6.3%	▲0.6%	—
連結会計	7.0%	6.2%	5.9%	▲0.3%	—

- 行政コストのうち受益者が負担している割合として、経常的な行政サービス提供コストである経常費用と行政サービス提供の対価である経常収益を対比します。
- 当市の場合、経常費用・経常収益ともに大幅に増加している影響で、当該比率に影響を与えています。
- 他市平均と比べると、やや低い水準であるといえます。

Ⅲ 分析指標説明

資産の状況	資産の状況は、「将来世代に残る資産はどのくらいあるか」を表すものです。	
住民一人当たり 資産額	$\frac{\text{資産合計}}{\text{住民基本台帳人口}}$	住民一人当たり資産額とすることにより、住民等にとってわかりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易になります。
歳入額対資産比率	$\frac{\text{資産合計}}{\text{歳入合計}}$	これまでに形成されたストックとしての資産が歳入の何年分に相当するかを表し、地方公共団体の資産形成の度合いを測ることができます。
有形固定資産 減価償却率 (資産老朽化比率)	$\frac{\text{有形固定資産の減価償却累計額}}{\text{取得価額等}}$	有形固定資産について、一定の耐用年数により減価償却を行った結果として資産の取得からどの程度経過しているかを全体として把握することができる指標で、100%に近いほど老朽化の程度が高いということになります。さらに、固定資産台帳等を活用すれば、行政目的別や施設別の有形固定資産減価償却率(資産老朽化比率)も算出することができます。 <u>※総務省の算定式において、有形固定資産より物品が除外されました。</u>
資産と負債の比率	資産と負債の比率は、「将来世代と現世代との負担の分担はどのようになっているか」を表すものです。これは、貸借対照表上の資産、負債及び純資産の対比によって明らかにされるものです。	
純資産比率	$\frac{\text{純資産合計}}{\text{資産合計}}$	将来世代に引き継ぐ資産のうち、資産と負債の差額である純資産、すなわち過去の世代及び現役世代の負担がどれだけの割合であるかを示します。
社会資本等形成の 世代間負担比率 (将来世代負担比率)	$\frac{\text{地方債合計} - \text{特例地方債}}{\text{公共資産(有形固定資産} + \text{無形固定資産)}}$	社会資本等について将来の償還等が必要な負債による形成割合(公共資産等形成充当負債の割合)を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比重を把握することができます。 <u>※総務省の算定式において、地方債合計より特例地方債が除外されました。</u>

負債の状況	負債の状況は、「財政に持続可能性があるか（どのくらい借金があるか）」という住民等の関心に基づくものであり、財政運営に関する本質的な視点です。	
住民一人当たり 負債額	$\frac{\text{負債合計}}{\text{住民基本台帳人口}}$	住民一人当たり負債額とすることにより、住民にとってわかりやすい情報となるとともに、他団体との比較が容易となります。
基礎的財政収支 (プライマリーバランス)	$\begin{aligned} & \text{業務活動収支} \\ & + \text{支払利息支出} \\ & + \text{投資活動収支} \\ & + \text{基金積立金支出} \\ & - \text{基金取崩収入} \end{aligned}$	地方債等の元利償還額を除いた歳出と、地方債等発行収入を除いた歳入のバランスを示す指標となり、当該バランスが均衡している場合には、経済成長率が長期金利を下回らない限り経済規模に対する地方債等の比率は増加せず、持続可能な財政運営であるといえます。 <u>※総務省の算定式において、基金取崩収入、基金積立金支出が除外されました。</u>
債務償還可能年数 (参考指標)	$\frac{\text{将来負担額}^{\ast 1} - \text{充当可能財源}^{\ast 2}}{\text{経常一般財源等(歳入)}^{\ast 3} - \text{経常経費充当財源等}^{\ast 4}}$	実質債務に対し償還原資を償還に充当した場合、何年で現在の債務を償還できるかを示す指標で、債務償還能力は債務償還可能年数が短いほど高いといえます。債務の償還原資を経常的な業務活動からどれだけ確保できているかということは、債務償還能力を把握するうえで非常に重要な指標です。 <u>※総務省の算定式において、健全化法算定式や決算統計により算出することとされました。</u>
行政コストの状況	行政コストの状況は、「行政サービスに係るコストはどのようになっているか」といった住民等の関心に基づくものです。地方自治法においても、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない」とされているものであり（同法第2条第14項）、財政の持続可能性と並んで重要な視点です。	
住民一人当たり 行政コスト	$\frac{\text{各行政コスト}}{\text{住民基本台帳人口}}$	行政コスト計算書で算出される行政コストを住民一人当たり行政コストとすることにより、地方公共団体の行政活動の効率性を測定することができます。また、当該指標を類

		<p>似団体と比較することで、当該団体の効率性の度合いを評価することができます。</p> <p>なお、住民一人当たり行政コストについては、地方公共団体の人口や面積、行政権能等により自ずから異なるべきものであるため、一概に他団体と比較するのではなく、類似団体と比較すべきことに留意する必要があります。</p>
受益者負担の状況	<p>受益者負担の状況は、「歳入はどのくらい税金等で賄われているか（受益者負担の水準はどうか）」といった住民等の関心に基づくものです。</p>	
受益者負担比率	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}}$	<p>行政コスト計算書の経常収益は、使用料・手数料など行政サービスに係る受益者負担の金額ですので、これを経常費用と比較することにより、行政サービスの提供に対する受益者負担の割合を算出することができます。地方公共団体の行政サービス全体の受益者負担の割合を経年比較したり、類似団体比較したりすることにより、当該団体の受益者負担の特徴を把握することができます。</p>

- ※1 将来負担額については、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式による。
- ※2 充当可能財源は、地方公共団体健全化法上の将来負担比率の算定式の「充当可能基金残高+充当可能特定歳入」とする。
- ※3 経常一般財源等（歳入）等は、「①経常一般財源等+②減収補填債特例分発行額+③臨時財政対策債発行可能額」とする。なお、①②は地方財政状況調査様式「歳入の状況 その2収入の状況」、③は地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式による。
- ※4 経常経費充当財源等は、地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」の経常経費充当一般財源等から、次の金額を控除した額とする。なお、イ～ハは地方公共団体健全化法上の実質公債費率の算定式、二は地方財政状況調査様式「性質別経費の状況」による。
- イ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- 二 元金償還金（経常経費充当一般財源等）